

医療費控除に係る「主治医意見書確認書」発行事務処理要領

(趣旨)

介護に要したおむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要とされてきたところであるが、今後は医師が発行した証明書がなくとも、おむつ代についての医療費控除を受けるのが2年目以降の場合、市町村が「主治医意見書の内容を確認した書類」をもって証明できるものである場合に、発行できることとなった。

そこで本市において「主治医意見書確認書」の発行事務を行うことで、該当者の手続きの簡素化を図ることとし、必要な事項をこの要領にて定める。

(要件)

介護保険法に基づく要介護認定の申請をした者については、当該申請を受理した市町村が、その者の主治医に対して、疾病・負傷の状況等について意見を求めることとしている。この「主治医意見書」を活用し、おむつ使用について1年目の状態が継続していることを確認することで、2年目以降、市が発行する「主治医意見書確認書」を、医師が発行した証明書に代えることができることとする。

対 象

- ・ 寝たきり状態であること。
- ・ おむつの使用が必要であること。

主治医意見書の確認内容

- ・ 主治医意見書の作成日
- ・ 要介護認定の有効期間
- ・ 障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）
- ・ 尿失禁の発生可能性

附則

この要領は、平成15年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年1月1日から施行する。